

ふるさと五木村づくり計画推進委員会設置要領

(目的)

第1条 五木村と熊本県が共同で策定した「ふるさと五木村づくり計画」(以下「計画」という。)の着実な推進を図るため、五木村再建対策本部及び熊本県五木村振興推進対策本部の下に、ふるさと五木村づくり計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進委員会は、別表に掲げる職員で構成する。

2 推進委員会に座長及び副座長を置く。

3 座長は熊本県企画振興部土木技術審議監(企画振興部球磨川流域復興局)をもって、副座長は五木村総務課長をもって充てる。

4 委員会は、座長が招集する。

5 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

6 座長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 推進委員会には、必要に応じ、検討会を設けることができる。

(事務局)

第3条 委員会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、五木村ダム対策課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課及び同企画振興部球磨川流域復興局で構成する。

3 事務局に事務局長を置くこととし、熊本県企画振興部政策監(企画振興部球磨川流域復興局)をもって充てる。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月6日から施行する。

この要領は、平成22年6月2日から施行する。

この要領は、平成23年5月26日から施行する。

この要領は、平成25年6月27日から施行する。

この要領は、平成26年9月30日から施行する。

この要領は、平成27年11月18日から施行する。

この要領は、平成28年8月9日から施行する。

この要領は、平成29年5月10日から施行する。

この要領は、平成29年8月23日から施行する。

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

この要領は、令和2年11月16日から施行する。

この要領は、令和3年5月12日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	所属等	
五木村		総務課長 ふるさと振興課長 ダム対策課長 農林課長 建設課長 保健福祉課長 住民税務課長 教育課長
熊本県	企画振興部 知事公室 総務部 企画振興部 健康福祉部 環境生活部 商工労働部 観光戦略部 農林水産部 土木部	土木技術審議監(企画振興部球磨川流域復興局) 知事公室政策調整監 広報グループ課長 人事課長 財政課長 市町村課長 企画課長 地域振興課長 政策監(企画振興部球磨川流域復興局) 健康福祉政策課長 環境政策課長 自然保護課長 商工政策課長 労働雇用創生課長 産業支援課長 観光交流政策課長 観光振興課長 販路拡大ビジネス課長 農林水産政策課長 流通アグリビジネス課長 農業技術課長 農産園芸課長 農地・担い手支援課長 むらづくり課長 森林整備課長 林業振興課長 森林保全課長 水産振興課長 監理課長 道路整備課長 道路保全課長 河川課長
	教育庁	教育政策課長
	県警本部	総務課長
	県南広域本部	総務部長
	県南広域本部球磨地域振興局	次長